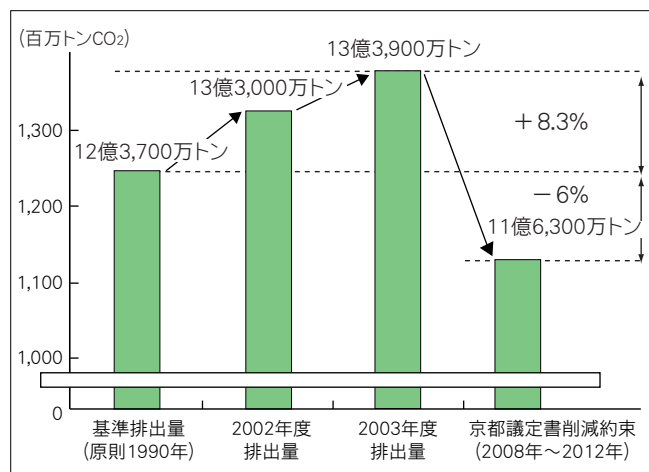


2005年の環境問題の動向

2005年8月の米国のハリケーン被害は、自然災害に対する現代社会の意外なもろさを改めて示すことになりました。地球規模での自然現象の変動に関心が集まり、最近、異常気象と地球温暖化の関係などについても議論がされるようになって、人間活動の地球環境に及ぼす影響についての新たな視点が加わりました。地球環境問題としての温暖化対策については、2月に京都議定書が発効したことにより、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減が、国際条約の下に本格的に開始されました。当面、議定書の「第一約束期間」(2008～2012年)における目標の達成が大きな課題となりますが、次のステップへの検討も進んでいます。

一方、国内では、アスベスト(石綿)の例にみられるように、深刻な地域汚染問題への対応が迫られています。

平成17年版の政府の環境白書は、総説のタイトルを「脱温暖化―人”と”しくみ”づくりで築く新時代」としています。脱温暖化のためには、研究や技術開発のみならず、社会的な要因にも着目する必要性が示されています。ノーベル平和賞受賞者のケニア環境副大臣マータイさんが「もったいない」という日本語に注目し、ライフスタイルを見直すことを提案しているのが注目されています。



京都議定書の6%削減約束とわが国の温室効果ガス排出量
 [図中の%は1990年の排出量を100とした場合の割合]
 (環境省資料に基づき作成)

今後の環境対策は、持続可能な社会の構築を基本理念として、地球環境対策と地域対策の2つの対応をバランスよく推進することになります。こうした観点から、2005年の環境問題のトピックスを整理してみたいと思います。

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

区 分	目 標	
温室効果ガス	2010年度 排出量 (百万トンCO ₂)	1990年度比 (基準年 総排出量比)
①エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%
②非エネルギー起源CO ₂	70	▲0.3%
③メタン	20	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%
森林吸収源	▲48	▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%

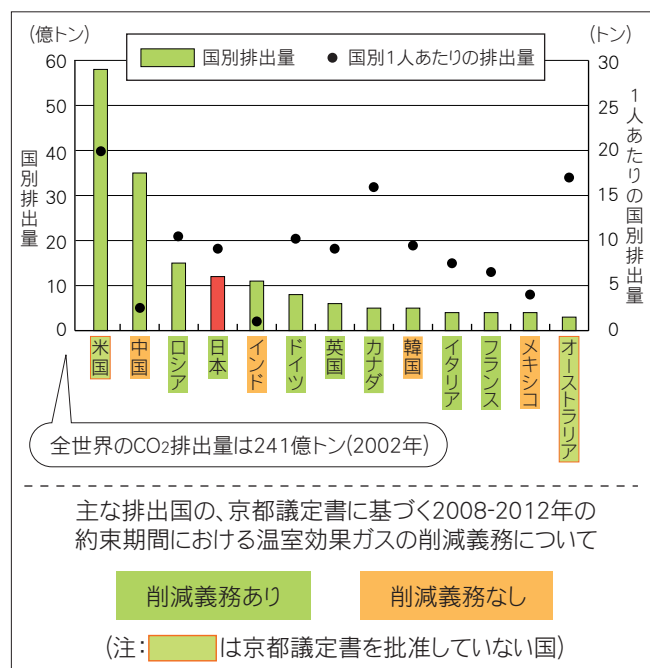
(環境省資料に基づき作成)

京都議定書の発効

2005年2月の議定書発効により、二酸化炭素等の温暖化ガスについて、わが国についても基準年(1990年)に対し6%の削減が求められることになりました。しかし、基準年以降も日本の排出量は全体的に増加し続け、2003年の実際の排出量は基準年対比で8.3%増加しており、必要な削減分を合計すると全体で14.3%もの削減が必要になります。

4月に策定された京都議定書目標の達成計画においては、対策手法別に具体的な数値を割り当てています。京都メカニズムが明確に位置づけられました。

今後の具体的課題については、国内的には、経済措置(税等)とライフスタイルの変更等についての、国民運動を始めとする提案が相次いでいます。また、国際的には、第二約束期間の枠組みの検討があげられます。世界の排出量の約1/4(24%)を占める米国の京都議定書への参加が求められます。さらに、議定書上、付属書II国として削減の数値目標が適用されない中国等の協力を、CDM(クリーン開発メカニズム)等の措置を含めてどのように構築するかがキーとなります。



2002年の世界各国での二酸化炭素排出量と、世界各国の1人あたりの排出量(環境省『平成17年版 環境白書』より作成)

POPs等有機物質対策の進展

2004年に発効したPOPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)の対象となっている物質(現在、PCB等の12物質)への対処は、極地域の汚染などに関心が集まる地球規模の問題であると同時に、製造や排出の実績がある国にとっては国内対策の課題となります。

国内では、ダイオキシン対策が順調に進行すると同時に、PCB廃棄物の処理が2016年までの処理を目標に開始されています。拠点的な広域処理施設が北九州、豊田に続いて東京でも稼動しました。また今後、低濃度PCBやPCB汚染物についても処理がスタートします。

POPsは有機汚染物質を念頭に置いています、その他の毒性物質にも関心が集まっており、最近、PTS(Persistent Toxic Substances: 残留性環境汚染物質)という用語も使われています。

一方、国内で注目されているアスベスト(石綿)は、天然の繊維状鉱物ですが、その毒性の強さから、環境への飛散を防止しつつ処理することが求められています。アスベストの健康影響は、リスク評価が現実の問題になってきたという点で多くの課題を残しています。戦後の輸入量は、数百万トン

を超えるといわれ、建築物等に利用されているため、今後かなり長期にわたって解体現場等からの排出が見込まれます。

国際的な動向として、製品中の有害物質の含有量を規制するという動きが進んでいます。EUでは、電子製品・家電製品中の有害物質の使用について、RoHS指令(特定有害物質使用制限指令)が2006年より適用され、日本や中国等でも同様の検討が進んでいます。家電製品等を回収してリサイクル等を行う際に、製品中の有害物質の含有が支障になることから、今後は、資源循環過程(例えば再生資源の利用)における有害物質の挙動が大きな課題となるといえます。なお、当社はすでにRoHS指令の対象物質の分析サービスを開始していますが、今後、資源循環過程(3R)における有害物質のリスク管理についても、積極的な業務を展開する予定です。

湖沼水質保全特別措置法の改正等

湖沼水質保全特別措置法は施行後20年以上が経過していますが、湖沼水質の改善はなお停滞しています。今回の改正においては、①農地や市街地から流出する負荷への対策(流出水対策地区)、②湖辺のヨシ原等の保護が必要な地域の保全(湖辺環境保護地区)等の新施策と、規制の強化などが内容になっています。

東京湾をはじめ閉鎖性の3海域に導入されている総量規制について、第六次総量規制がスタートします。なお、湖沼や海域への有機負荷について、分解の遅い成分にも着目して、COD(化学的酸素要求量)に加えてTOC(全有機炭素)などの指標が注目されています。

分析測定の精度向上

現在、環境問題の検討にあたり最も基礎的な分野である測定分析について、精度向上と品質確保の観点から、MLAP(特定計量証明事業者認定制度)等の適合性評価制度が数多く導入されています。計量行政審議会では、2005年から「新しい計量行政の方向について」の審議を進めており、今後、環境測定分野でも新たな動きが出てくると考えられています。